

奈良県告示第百八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年六月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 収納を委託した歳入

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に基づく貸付金の償還金に係る未収金

二 受託者の名称及び所在地

名称 ニッテレ債権回収株式会社

所在地 東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

三 委託事務の取扱期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで